

一般社団法人 日本顎関節学会 暫定指導医規程

第1章 総則

第1条 一般社団法人日本顎関節学会(以下、本学会とする)は定款第3条の(4)および専門医制度施行に関する申し合わせに基づき、本学会認定暫定指導医(以下、暫定指導医とする)を認定する。

第2章 暫定指導医の認定

第2条 暫定指導医の資格を申請する者は、本学会の正会員で次の各号のいずれかに該当する施設の常勤医であることを要する。

- 1) 新規に認定研修施設等の認定を希望される施設において、「指導医の在籍1名以上」の認定要件を満たさないために、申請が不可能である場合
- 2) すでに認定研修施設等に認定されている施設において、「指導医の在籍1名以上」の認定要件を満たさないために、現在保留中である、あるいは今後更新が不可能となる場合
- 2 暫定指導医の認定を申請する者は、前項の資格に加え次の各号のすべてに該当していなければならない。
 - 1) 申請時点において本学会の会員であり、当該年度までの会費を納めていること。
 - 2) 申請時において10年以上顎関節疾患の診断および治療経験を有すること。
 - 3) 日本歯科医学会専門分科会あるいは日本歯科医学会認定分科会の専門医資格等を有すること(別表1参照)、または歯科医師臨床研修指導歯科医資格を有すること。
- 3 前項の規程にかかわらず、専門医等認定委員会(以下、認定委員会)が認める者は、暫定指導医の認定を申請することができる。

第3条 暫定指導医の認定を受けようとする者は、本学会が指定する暫定指導医講習会を受講し、その直後に行われる暫定指導医試験を受験し合格することを要する。

第4条 暫定指導医の審査は、認定委員会が申請書類審査によって行うものとする。
暫定指導医の申請に要する書類等を以下に示す。

- 1) 履歴書・在籍証明書 ※同施設に他の有資格者がいない場合は施設長の公印が必要となる。
- 2) 日本歯科医学会専門分科会あるいは日本歯科医学会認定分科会の専門医認定証、または歯科医師臨床研修指導歯科医認定証の写し
- 3) 暫定指導医講習会受講修了証
- 4) 暫定指導医試験合格証

第5条 暫定指導医の資格は、認定委員会がこれを審査および認定し、理事会に答申して承認を得るものとする。

- 2 所定の登録手続きを完了した者は暫定指導医として本学会に登録され、暫定指導医認定証が交付される。

第6条 暫定指導医は本学会専門医制度における研修施設等の認定申請をすることができる。研修機関の認定は、認定委員会がこれを審査および認定し、理事会に答申して承認を得るものとする。なお、研修施設の具備すべき要件および申請方法等は、本学会専門医等制度規則、施行細則および専門医等制度施行に関する申し合わせに準ずる。

第3章 暫定指導医の資格更新

第7条 暫定指導医は5年毎にその資格を更新しなければならない。ただし、3回の更新を限度とする。なお、本資格更新においては、研修機関等の更新も適切になされていることを要する。

2 資格の更新に必要な研修内容については別表2の研修単位で表す。更新に必要な研修単位は以下のとおりとする。

1) 学会参加・発表;更新前の5年間で、本学会またはその他の学会が開催する学術大会へ参加あるいは発表(口頭発表, 誌上発表等を問わない)し, 50単位以上を修めなければならない。

2) 研修会参加;更新前の5年間で、別表2に定める生涯研修会「本学会主催の学術講演会(単独開催のもの)」に4回参加し, 計20単位以上を修めなければならない。

3 資格の更新を申請する者は、別途定める更新申請書類に更新審査料を添えて認定委員会に提出しなければならない。

第8条 資格更新の審査は、認定委員会が申請書類により行う。適格性の判定は、認定委員会委員の3分の2以上の賛成によるものとし、理事会に答申し承認を得るものとする。

2 所定の更新手続きを完了した者は、引き続き暫定指導医として本学会に登録され、新しい認定証を交付される。

4章 補則

第9条 本規程の第2条, 第5条, 第7条に定める手数料は次のとおりとする。

1) 暫定指導医認定審査料 10,000円

2) 暫定指導医登録料 30,000円

3) 暫定指導医更新審査料 10,000円

第10条 本資格は暫定指導医であり、専門医制度規則および細則で定められた指導医資格とは異なるが、その後も専門医および指導医の要件を満たせば専門医および指導医を受験可能とする。

第11条 本規程の改廃は、理事会、社員総会の承認を得なければならない。

附則

1. 本規程は、平成27年7月3日から施行する。

2. 本規程の改定は、平成30年7月6日より施行する。

3. 本規程の改定は、令和3年8月30日より施行する。

別表1

日本歯科医学会 専門分科会(※本学会を除く)

- ・一般社団法人 歯科基礎医学会
- ・一般社団法人 日本歯科麻酔学会
- ・公益社団法人 日本補綴歯科学会
- ・公益社団法人 日本口腔外科学会
- ・公益社団法人 日本矯正歯科学会
- ・一般社団法人 日本口腔衛生学会
- ・一般社団法人 日本歯科理工学会
- ・特定非営利活動法人 日本歯科放射線学会
- ・一般社団法人 日本小児歯科学会
- ・特定非営利活動法人 日本歯周病学会
- ・公益社団法人 日本口腔インプラント学会
- ・特定非営利活動法人 日本歯科保存学会
- ・一般社団法人 日本レーザー歯学会
- ・日本歯科医史学会
- ・日本歯科医療管理学会
- ・一般社団法人 日本歯科薬物療法学会
- ・一般社団法人 日本障害者歯科学会
- ・一般社団法人 日本老年歯科医学会
- ・日本歯科医学教育学会
- ・日本接着歯学会
- ・特定非営利活動法人 日本臨床口腔病理学会
- ・一般社団法人 日本歯内療法学会

日本歯科医学会 認定分科会

- ・一般社団法人 日本スポーツ歯科医学会
- ・一般社団法人 日本顎顔面補綴学会
- ・一般社団法人 日本有病者歯科医療学会
- ・日本歯科心身医学会
- ・特定非営利活動法人 日本臨床歯周病学会
- ・日本外傷歯学会
- ・一般社団法人 日本歯科審美学会
- ・日本顎口腔機能学会
- ・一般社団法人 日本口腔リハビリテーション学会
- ・特定非営利活動法人 日本顎変形症学会
- ・公益社団法人 日本顎顔面インプラント学会
- ・一般社団法人 日本口腔感染症学会
- ・日本磁気歯科学会
- ・特定非営利活動法人 日本顎咬合学会
- ・一般社団法人 日本小児口腔外科学会
- ・一般社団法人 日本口腔検査学会
- ・一般社団法人 日本口腔腫瘍学会
- ・一般社団法人 日本口腔顔面痛学会
- ・日本歯科東洋医学会
- ・日本口腔診断学会

別表2

暫定指導医資格更新の研修単位基準

1 学会参加・発表

1) 学会参加【学会参加証を必要とする】

本学会学術大会(総会)	10 単位/1 回
国際学会学術大会	10 単位/1 回
その他学会学術大会(総会・地方会)	5 単位/1 回

2) 学会発表

演者	10 単位/1 回
共同演者	5 単位/1 回

2 生涯研修会【修了証を必要とする】

本学会主催の学術講演会(単独開催のもの)	5 単位/1 回
その他認定審議会が認めた本学会学術大会時の講演	5 単位/1 回

3 論文

本邦学会雑誌論文(和文)

筆頭著者	10 単位/1 編
共同著者	5 単位/1 編

国際学会雑誌論文(英文)

筆頭著者	15 単位/1 編
共同著者	5 単位/1 編

総説, 著書

筆頭著者	10 単位/1 編
------	-----------

注1. その他認定委員会が認めた本学会学術大会時の講演には, 指導医講習会および学術大会における教育・学術講演, セミナー, 認定医ポスタープレゼンテーション等が含まれる.

注2. 顎関節症についての発表には, 演題発表, 講演発表, シンポジストおよびシンポジウム司会等が含まれる.

注3. 論文は査読制度を有する学会雑誌に掲載された原著, 報告等とする.